

## 阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

阪神水道企業団  
企業長 吉田 延雄

### 1 業務概要

(1) 業務名称

阪神水道企業団公式SNS運用業務委託

(2) 業務内容

阪神水道企業団(以下「企業団」という。)の公式SNS(Facebook、X(旧Twitter)及びInstagram)のフォロワー獲得のための企画・立案・施行及びアカウントの管理・運用

(3) 履行期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

(4) 契約金額の上限

900,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

(5) 支払方法 完成払い

(6) 契約不適合責任期間 なし

(7) 入札保証金 免除

(8) 契約保証金 免除

### 2 プロポーザル(提案)を求める内容

受託候補者の知識、技術、経験等を活かした、フォロワー獲得に向けた施策の企画立案及びアカウントの管理・運用等

### 3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。また、同等の指名停止を公的機関から受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)
- (4) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 過去5年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注として、同種業務又は類似業務を受託し、実施した実績を有すること。
- (7) 履行期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

4 参加表明に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）と記載上の留意事項

- (1) 参加表明書等は次のとおりとし、記載する文字サイズは、11ポイント以上とする。ただし、オ、カに関しては令和5・6年度競争入札参加資格の認定を受けた者は不要とする。
  - ア 参加表明書（様式－1）
  - イ 誓約書（様式－2）
  - ウ 過去5年の業務実績（様式－3）
  - エ その他必要書類（様式任意）
  - オ 登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書
  - カ 納税証明書

(2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
過去5年の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加表明書の提出者が過去に受託した業務の実績について記載すること。</li> <li>・記載する業務は平成30年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。</li> <li>・記載様式は様式－3とする。</li> </ul>

5 参加表明書等の提出方法、提出先及び受付期間

(1) 提出方法

参加表明書等は、電子メールにより提出すること。

(2) 提出先及び受付期間

ア 提出先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

イ 受付期間 公告の日から令和6年3月12日(火)午後4時00分まで

6 参加表明後の流れ

(1) スケジュール

本業務の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書等の受付及び提案説明書等配付	公告の日～3月12日(火) 16:00
質問受付	公告の日～3月13日(水) 15:00
質問への回答	3月14日(木)予定
提案書の受付	提案説明書受領の日 ～3月25日(月)12:00
受託候補者の特定	3月28日(木)予定
受託候補者との協議	3月29日(金)予定
契約の締結	4月1日(月)予定

(2) 提案説明書の配布

参加資格を満たしている参加表明書等の提出者に対して、企業団から提案説明書を電子メールにて配付する。

(3) 受託候補者の特定方法

提案内容の審査

提出された参加表明書等及び提案書の内容について、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書等に不備があった者は無効となり、提案書の評価は行わない。

7 その他の留意事項

- (1) 本契約案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。
- (2) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。
- (3) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は受託候補者の特定以外には使用しない。
- (6) その他本書に記載のない事項、質問事項等については、5(2)に記載した受付担当に問い合わせること。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、評価委員会の委員との間に利害関係がなく、本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

- (8) 本件に係る令和6年度予算が成立しない場合は、この募集に基づく委託契約を締結しないことがある。